

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 6 月 18 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500140 号  
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500004 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、昭和 50 年 10 月から昭和 51 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から昭和 50 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 10 月から昭和 51 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 9 月に会社を退職して A 市から B 区に転居し、同年 10 月頃に自分で国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付書が届いたので銀行で保険料を納付しており、20 歳から 60 歳までずっと国民年金に加入し保険料を納付していた記憶があるが、請求期間①及び②が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間②について、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 5 月頃に C 区で払い出されており、請求期間②は、国民年金保険料を過年度納付できる期間である上、オンライン記録では、請求期間②の保険料は未納と記録されているところ、請求者の国民年金被保険者台帳及び D 市における国民年金被保険者名簿によると、請求期間②の保険料は納付済みと記録されている。

また、請求期間②は 6 か月と短期間である上、連続する前後の国民年金加入期間において、請求者の国民年金保険料は納付済みと記録されているほか、請求期間②以降の加入期間については、保険料が全て納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、オンライン記録によると、請求期間①直後の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間は、国民年金保険料が納付済みと記録されている。

しかしながら、請求期間①については、請求者は、昭和 45 年 9 月に会社を退職して B 区に転居し、同年 10 月頃に自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと陳述しているが、国民年金の加入手続をどこでどう行ったのか、年金手帳をいつ交付されたのかを全く覚えていないとしており、請求者の国民年金の加入手続状況が不明である。

また、当時は、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者の固有の管理番号である国民年金手帳記号番号を新規に付番する払出事務が行われていたが、前述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 5 月頃に C 区で払い出されており、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、当該払出時点では、請求期間①の大部分は、既に時効により保険料を納付できない期間となっている。

さらに、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、請求者が請求期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500152号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500004号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年2月1日から昭和53年6月21日まで

私は、A株式会社に昭和50年2月1日から昭和53年6月20日まで勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の記録がない。確かに勤務しており、請求期間の一部ではあるが支払者がA株式会社である昭和50年分及び昭和51年分給与所得の源泉徴収票があるので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険及びB健康保険組合の被保険者記録から、請求者が請求期間において、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、保管している保険関係登録簿に請求者に係る厚生年金保険の加入記録が記載されていないこと、及び請求期間における厚生年金保険の届出の控えに請求者の届出が見当たらないことから、請求者について厚生年金保険に係る届出を行っていないとしている。

また、請求期間当時、A株式会社が加入していたC厚生年金基金は、請求者に係る加入員記録はないと回答している。

さらに、請求者が提出した昭和50年分及び昭和51年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額についてそれぞれ試算したが、厚生年金保険料が控除されていたとかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。